

消食表第 213 号
令和 6 年 4 月 1 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長
(公 印 省 略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）が成立し、本日、食品衛生基準行政に係る権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管され、厚生労働省関係省令の規定の整備の一環として、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和 26 年厚生省令第 52 号）の題名が「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に改められたところです。

また、消費者庁組織令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 85 号）が施行され、「食品表示企画課」の名称が「食品表示課」に変更されました。

このため「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。